

海外紹介 世界の鍼灸コミュニケーション(24)

オーストラリアの鍼灸事情

内田 輝和

(社) 全日本鍼灸学会国際部 副部長

要 旨

オーストラリアのゴールドコーストで第6回WFAS世界鍼灸学会に参加した機会を利用し、大会に参加されていた陳思敬氏の治療室に訪問した。そこでオーストラリアでの鍼灸に関する法律や環境などについて事情を聞き、補足情報を追加し報告する。

キーワード：規制、環境、資格、鍼灸事情

はじめに

2004年10月29日から31日の3日間オーストラリアのゴールドコーストで第6回WFAS世界鍼灸学会が開催された。23か国から医師・鍼灸師などが828名参加してのコンベンションセンターは熱気に包まれていた。日本からは約40名が参加し、4人が発表し、他は熱心に発表を聴講していた。(社)全日本鍼灸学会からは黒須幸男参与、



Fig.1 左より形井、津谷、黒須、筆者、東郷

津谷喜一郎国際部長が執行理事会に参加、Fig.1に示す国際部のメンバーなどは代議委員会に出席した。

学会大会は5会場に分かれて各セッションが行われた。ここでの発表者何人かを訪ねてオーストラリアの鍼灸事情を聞き取り調査した。

ゴールドコーストは広大なビーチで有名なところで中心地ではマンションが激増しているほどバブル全盛期である。私とともに大会に参加した知人と大会終了後シドニーへと飛んだ。シドニーはオリンピック以来物価も東京並になっており、これまでの安いというイメージが変わっていた。シドニーは昼の休憩時間になるとあちらこちらでジョギングする光景に出くわす。健康管理のためであろうが、紫外線の強いあの日差しの中、坂の多いロードである。心臓がつかないと思いつつ眺めていた。さて、目的地はシドニーセントラルホール駅からCITYトレインに乗り約30分、ホースビル駅である。こじんまりとした庶民的な町である。特に中国系の住人が多く生活している。今回訪問した陳思敬氏は上海鍼灸経絡研究所主治医師の肩書きを持つ女性である。

彼女は鍼灸治療と太極拳をベースに太極保健学校を開業し忙しい毎日を送っている。上海で生まれ、日本では福岡の元山福文のもとに3か月滞在し、そのうち当地で開業して8年とのこと。同行の元山福文、藤原秀雄とともにシドニーの鍼事情を紹介してもらった。また、パースで開業している知人には質問項目を送りアンケートに答えていただいたので合わせて報告する。

1. オーストラリアの公認学会について

オーストラリアでは国家公認の学会が開業権をもっている。日本でいえば東洋療法試験財団レベルに当たるようである。医師会、弁護士会、そして柔整師会は開業権のリーダーシップをとっているが鍼灸師会では師会が分かれているため、その力はないであろう。さてオーストラリアには大きな鍼灸学会がいくつかあり開業するにはその学会に登録することが必要となる。その一つの公認学会には Australia Acupuncture & Chinese Medicine Association (AAMCA) がある。少しこの学会について紹介しておく。

AAMCAはオーストラリアで鍼治療と漢方薬を使用し開業する場合、国家の代理機関として設立された。1973年に鍼治療を職業として開業した人々が集まって組織された最初の学会として The Australian Acupuncture Association (AACAA) が設立された。その後、鍼治療をする人々によって漢方薬がオーストラリアで使用された。

1977年に健康基金(保険)を使用できるようにするため、The Acupuncture Ethics and Standards Organization (AESO) が設立。1995年3月1日に AACAA と AESO は統合して1つの国家専門職協会としての地位を確立させた。その後、The Acupuncture Association of South Australia (AASA) と統合し3つの学会が1つになり国家認定代理機関としての形を作り上げたわけである。現在会員は約1450名の公認開業者である。この機関は鍼治療と漢方薬の開業権の認可と鍼トレーニング指導の機能の両方を受け持っている。現在、鍼治療開業者は約80%の割合で漢方薬を併用している。

2. 鍼灸の資格の取得

鍼灸の資格は統一された国家ライセンスはなく、国のライセンスを作っている状態。現在は衛生局下で学会の団体が資格認可の権限を持っているので、学会に所属すると鍼灸師に対しいろいろな指導をおこない、そのうえで学会の許可によって資格が認可されるようである。とくに大きな学会に AACMA、Chinese Medicine Registration Board of Australia、または ANTA (Australian Natural Therapists Association) がある。

オーストラリアでの鍼灸免許取得は以前は外国の鍼灸免許でOKと認識していたが、いまでは自国で数年間学校に通わなければならないようである。いまはアメリカ流システムが定着しており、中医学を究めておく必要があり日本における資格制度とはかなり違っている。ただ医師は鍼灸を行うことができるが鍼灸のテクニカルトレーニングを約3か月指導されて許可される。シドニーの大学の中には鍼灸学科があり3か月ここでトレーニングできるとのこと。または中醫師を呼びトレーニングを受けることもOK。要は上海や北京でトレーニングを受けるほうがよさそうである。

鍼灸の開業権を得るためには必要な教育を受けることで、専門の学校は多く3年制であるが、4年、5年制もあるようである。詳しいことは先ほどの学会事務局等で事前に聞いておくとよい。とくにシドニー、メルボルンに多くの学校があるとのこと。単位を取り卒業したら終了。正式認定されている2学会で許可を受ければ開業することができる。開業届は州によって違うので開業したい地域の保健所に問い合わせる必要がある。日本では国家資格取得後、開業するには地域の保健所に開業届を提出することになっており、学会や業団は一切関知しない。国によって学会の扱いも様々である。

鍼灸ライセンス取得は日本では専門学校や鍼灸大学等認可された専門機関での教育を受けた後、国家試験を受け合格したものにライセンスが発行されるがオーストラリアでは国で統一された政府機関による試験はない。アメリカでは鍼灸専門大学での講義や実習時間数は日本に比べると少ないといわれ、実習にはもっと多くの時間が必要とさ

れているがオーストラリアでも同様と思われる。そのため中国への短期集中鍼トレーニングに出かける場合もあるようである。いずれにしても専門の学校は多いとのこと。

3. 鍼灸に対する保険治療の現状

オーストラリアでの保険治療は日本の国民健康保険にあたるメディケアと民間医療保険の2種類がある。しかし、政府管轄の保険制度であるメディケアは使用できず、鍼治療費は民間医療保険でカバーされている。しかし民間保険に加入しても保険適用がされるまでの期間が数か月先になることもあり、また適応期間も設定されている。日本での労災保険のようでもあり、自賠責保険にも似ている。オーストラリアでは鍼灸の場合、施術を受けた人は加入している保険会社に鍼灸師から発行の領収書、そしてカードを使って請求する。その場合、公認の協会が発行する登録番号がなければ治療費を請求することができない。治療院のスタンプを捺印したものを患者が保険会社に申請すると約半額がカバーされる。また、どの程度支払われるか本人のかけた金額の内容による。

アメリカの場合、年齢や過去の病歴によって健康保険の掛け金が大きく異なる。保険会社によっても掛け金が異なる。さらに購入する保険によって自己負担の額や保険の使える範囲が限られている。

日本では鍼灸の保険は主治医の療養費委任払いで医師の診断書または同意書が必要であり、鍼灸師にとっては主治医というネックがつくことになる。

日本でも鍼灸治療に任意保険が使われる日が来るかも知れない。交通事故による自賠責保険、労災保険などは療養費委任払いより単価が高く、開業鍼灸師にとってはありがたい保険である。いずれにしるオーストラリアでの鍼灸の保険適用は任意保険のみであり仕組みは様々であろう。

4. 鍼灸に関する法律規制については

鍼灸師の衛生に関する法律は州によって異なるが衛生局で規制をおこなっている。ディスプレイ鍼の普及は100%で廃鍼は一定の場所に保管して業者



Fig.2 陳思敬氏の治療院の外観

が回収。宣伝方法は看板には自由に書くことが出来るので疾患名や得意な治療分野など記載している。あとはホームページ、新聞等日本と同じである。

漢方薬の取り扱いはできるが、それなりのコース修了者ということになる。尚、アメリカ・カリフォルニア州では300時間の漢方薬の単位を履修することになっている。オーストラリアはアメリカ同様州からなる国であり、一般的な行政は州単位で行われている。そのため鍼灸に関する法律は各州によって異なっている。現在鍼灸や漢方薬は世界で少しずつ発展している。東洋医学を認定している政府はいまのところ日本・中国・韓国・タイ・モンゴル・スイスである。日本では厚生労働省の管轄で行われているがアメリカでの行政は州単位で行われている。州は半独立国であり、鍼灸に関する法律と開業権も各州によって違いがありオーストラリアも同様といえる。

開業免許に関しては鍼灸開業者や鍼灸研究関係者らで構成されている学術団体によって認定を受ける。

マッサージの学校も多く3年教育のところや1年で終了のところもあるらしいがこれは資格試験ではなく単位をとっていくだけで良い。

また、ヨーロッパでの開業権についてはまずイギリスでは国の法律は無く、鍼灸学校の卒業証明書とライセンスでもって鍼灸協会に登録すると開業できる。イタリアでは医師以外は鍼治療を行う

ことが出来ない。しかし、鍼治療を希望する患者が多いと聞く。ドイツでは医師と医師と同様な資格をもつハイルプラクティカーは鍼治療を行うことができる。フランスでは医師以外は鍼治療を行うことが出来ない、などでまちまちのようである。

5. 鍼灸を取り巻く環境

鍼灸を取り入れている医師は日本と同様少ないが、中国系の医師が痛みの治療に使用している。鍼灸師の開業では日系、中国系、オーストラリア人の割合では圧倒的に中国系が多い。

鍼灸院での費用や一人にかかる治療時間は施術者により異なるのでなんともいえないが、治療時間は約1時間で通常費用は50～70豪ドル(4,000円～6,000円)の間である。陳氏の治療を見学させていただいた。患者はご夫婦で訪問され、ご主人は婦人の治療に付き添われ陳氏の説明を聞きながら治療の様子を眺めている。まず、マッサージチェアに腰掛けて首のあたりを緩めていく。そこに置鍼、通電を行う。その後ベッドに横たわり背部を緩めたのち、再び鍼治療を行う。中国式推拿と鍼治療の併用である。患者さんの年齢層は幅広いが中高年齢層がやはり多いようである。1日10人くればOKとのこと。他国でも同様で鍼灸治療の現状では10人治療が目安のようであり、日本でも1日10人くれば収入的に安定であろう。日本でもマッサージして首や肩を緩めたのち鍼治療を行うところも多いのでこのあたりはよく日本と似

かよっている。

ただ鍼治療に関してはアメリカ、オーストラリアでは一鍼一穴で鍼体に手指を触れてはならないことになっているため日本式はこの国では通じない。また、町を散策していると日本と同様、足うらマッサージも多くいたるところで目に付く。1件覗いてみて治療を受けてみた。表にはマッサージイスがあり、店内にはグッズが置いてあり、その奥ではベッドがあり、そこでの治療である。オイルマッサージを施してもらうがテクニックに個人差があり日本ほど上手くないよう感じた。日本から出てきてこちらで資格をとりマッサージに従事するものもいるが、まず勉強するにも英語力が必要なので英語力のない場合は語学の勉強をおかないと難しいようである。日本から簡単と思っ

参考となる文献

- 1) Alain Briot 世界の鍼灸コミュニケーション (23) フランスにおける鍼灸の発展史 . 全日鍼灸会誌. 2005; 55(1): 77-84.
- 2) 新入生特集 鍼灸は世界への路を開く 医道の日 . 737: 146-68.



Fig.3 陳思敬氏の待合室にて
左より藤原秀雄、元山福文、陳思敬、筆者

Foreign Introduction Global Communication (24)

Status of Acupuncture in Australia

UCHIDA Terukazu

Department of International Affairs, The Japan Society of Acupuncture and Moxibustion (JSAM)

Abstract

I participated in the 6th WFAS world conference on a acupuncture at Gold Coast in Australia. I visited an acupuncture clinic of Dr. Simin Chen who participated in the conference. And, I interviewed her about atatus of acupuncture in Australia especially for the law and the environmental issues. I report the findings together with relevant information.

Zen Nippon Shinkyu Gakkai Zasshi (Journal of the Japan Society of Acupuncture and Moxibustion: JJSAM). 2005; 55(2): 172-176.

Key words: legal control, environment, license, status of acupuncture